

「住宅サポートローンワイド」

(令和5年12月1日現在)

資金使途	健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当するもの ① 申込者または申込者の家族が必要とする資金 ※申込時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可 ② 申込者が自金庫を除く金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※当座貸越型消費者ローンの借換え資金は、当該ローンの解約が条件
融資対象者	下記①～④までの条件を満たされる方 ① 金庫の営業区域に居住している方 ② 申込時年齢が満20歳以上、最終返済時の年齢が満80歳以下の個人で当金庫が適当と認め、保証会社（しんきん保証基金）の保証を得られる方 ③ 申込日時点または貸付実行日時点において当庫の有担保住宅ローン（代理貸付を含む）を契約中の方 ※当該住宅ローンの連帯債務者も対象 ※当該住宅ローンが延滞中の場合は対象外 ④ 安定継続した収入のある方
融資金額	・500万円以内
融資単位	・1万円以上1万円単位です。
融資期間	・3か月以上20年以内
融資金利	・金庫所定となります。
返済方法	・毎月元利均等返済（ボーナス払いも利用できます。融資額の50%以内で年2回の6ヶ月間隔といたします。） ・12ヵ月を限度に元金返済の据置も可能です。
支払方法	・購入先等に振込とする。
担保・連帯保証人	・不要です。保証会社（しんきん保証基金）の保証を付けさせていただきます。
保証料	・金庫所定金利に含まれております。
手数料	・融資手数料として200円（消費税別）が必要です。

<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ お申込みご本人である事を証明する書類が必要です。(運転免許証、取得していない場合は健康保険証・パスポート・運転経歴証明書等) ・ 資金使途証明書が必要です。(見積書・注文書等) ・ 所得を証明する書類が必要です。(住民税決定通知書・源泉徴収等) <p>※当該申込金額が100万円以下の場合には不要)</p>
--------------	---

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務課（9時～17時、電話：0226-22-6831）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務課または全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
---------------------------	---

〈詳しくは店頭窓口へお問い合わせ下さい。〉